

改訂前	改訂後
<p>日本法医学会認定医制度規定 第15条 本規定の改廃 この規定の改廃は、<b>理事会及び評議員会の議を経て行う。</b></p> <p>日本法医学会法医認定医制度規則 第3条 申請者の資格 5) 法医学に関する5回以上の学会報告および5編以上の原著論文があること。</p> <p>日本法医学会法医認定医制度規則 第8条 本規定の改廃 この規定の改廃は、<b>理事会及び評議員会の議を経て行う。</b></p> <p>法医認定医制度資格審査に関する細則 第1条 (資格審査の実施) 第1条 資格審査は運営委員会が行い、毎年申請期間を7月1日より7月31日までとし、理事会の議を経て審査結果を<b>同年11月末頃</b>に本人に通知する。</p> <p>法医認定医制度資格更新に関する細則 第2条 認定の更新を申請する者は、法医認定医制度規則第5条第2項に定められた以下の書類を、様式に従い日本法医学会認定医制度運営委員会に提出する。申請期間は認定医制度資格審査の申請期間と同様とする。</p> <p>日本法医学会死体検案認定医制度規則 第3条 申請者の資格 4) 法医学に関する1回以上の学会報告、または1編以上の原著論文があること。</p> <p>日本法医学会死体検案認定医制度規則 第8条 本規定の改廃 この規定の改廃は、<b>理事会及び評議員会の議を経て行う。</b></p>	<p>日本法医学会認定医制度規定 第15条 本規定の改廃 この規定の改廃は、<b>理事会の議を経て行い、評議員会に報告する。</b></p> <p>日本法医学会法医認定医制度規則 第3条 申請者の資格 5) 法医学に関する5回以上の学会報告および<b>5編以上の論文(原著、総説、症例、技術報告)又は著書があること。</b></p> <p>日本法医学会法医認定医制度規則 第8条 本規定の改廃 この規定の改廃は、<b>理事会の議を経て行い、評議員会に報告する。</b></p> <p>法医認定医制度資格審査に関する細則 第1条 (資格審査の実施) 第1条 資格審査は運営委員会が行い、毎年申請期間を7月1日より7月31日までとし、理事会の議を経て審査結果を<b>同年度末頃</b>に本人に通知する。</p> <p>法医認定医制度資格更新に関する細則 第2条 認定の更新を申請する者は、法医認定医制度規則第5条第2項に定められた以下の書類を、様式に従い日本法医学会認定医制度運営委員会に提出する。申請期間は認定医制度資格審査の申請期間と同様とする。 <b>審査結果は理事会の議を経て同年度末頃に本人に通知する。</b></p> <p>日本法医学会死体検案認定医制度規則 第3条 申請者の資格 4) 法医学に関する1回以上の学会報告および<b>1編以上の論文(原著、総説、症例、技術報告)又は著書があること。</b></p> <p>日本法医学会死体検案認定医制度規則 第8条 本規定の改廃 この規定の改廃は、<b>理事会の議を経て行い、評議員会に報告する。</b></p>